小値賀町議会５月会議は、令和５年５月１日午前１０時００分、
小値賀町役場議場に招集された。

１、出　席　議　員　　８　名

| | | |
|---|---|---|
| １ | 番 | 立　石　光　助 |
| ２ | 番 | 森　岡　正　雄 |
| ３ | 番 | 橋　本　武　士 |
| ４ | 番 | 今　田　光　弘 |
| ５ | 番 | 小　辻　隆　治　郎 |
| ６ | 番 | 横　山　弘　藏 |
| ７ | 番 | 江　川　春　朝 |
| ８ | 番 | 宮　﨑　良　保 |

２、欠　席　議　員　　な　し

３、地方自治法第１２１条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 町長 | 西村久之 |
| 副町長 | 近藤進 |
| 教育長 | 中村慶幸 |
| 会計管理者 | 橋本満 |
| 総務課長 | 谷元芳久 |

４、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 西浩康 |
| 議会事務局書記 | 岩城尭志 |

５、議事日程

別紙のとおりである。

# 議　事　日　程

小値賀町議会４月第２回会議
平成３１年４月３０日（火曜日）　午前１０時００分　開　会

第　１　仮議席の指定

第　２　議　長　選　挙

## 追　加　議　事　日　程

第　１　会議録署名議員指名（　横山弘藏議員　・　小辻隆治郎議員　）

第　２　副 議 長 選 挙

第　３　議 席 の 指 定

第　４　各常任委員会委員選任

第　５　各常任委員会委員長及び副委員長選任

第　６　議会運営委員会委員選任

第　７　議会運営委員会委員長及び副委員長選任

第　８　長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第　９　議員派遣の件について

第１０　議案第２５号　小値賀町監査委員選任の同意について

午前10時21分　開　議

**臨時議長（小辻隆二郎）**　ただいまから、令和５年小値賀町議会５月会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

**日程第１、仮議席の指定を行います。**

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

**日程第２、議長選挙を行います。**

選挙は投票により行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

また、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、投票の結果、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とします。ただし、法定得票数に達し、複数の者が同数の場合は当選人を定める「くじ」による抽選となり、法定得票数に達しない場合は再選挙となります。

議場の出入口を閉めます。

（事務局職員、議場の出入口を閉鎖）

**臨時議長（小辻隆二郎）**　ただいまの出席議員数は８名であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に江川春朝議員及び立石光助議員を指名します。

これより、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

（事務局職員、所定の投票用紙配付）

**臨時議長（小辻隆二郎）**　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**臨時議長（小辻隆二郎）**　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（事務局職員、投票箱を点検）

**臨時議長（小辻隆二郎）**　投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

事務局長に議席番号と氏名を点呼させますので、これに応じて順次議長席に向かって右側から登壇し、投票願います。
（事務局長点呼、投票）
**事務局長（西　浩康）**　それでは、議席番号と氏名を申し上げます。
１番・横山弘藏議員、２番・立石光助議員、３番・橋本武士議員、４番・今田光弘議員、５番・江川春朝議員、６番・森岡正雄議員、８番・宮﨑良保議員、７番・小辻隆治郎議員。
**臨時議長（小辻隆二郎）**　投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
**臨時議長（小辻隆二郎）**　投票漏れなしと認めます。
これで投票を終わります。
これより、開票を行います。
立会人、江川春朝議員及び立石光助議員は、開票の立会いをお願いします。
（事務局職員は投票箱を開鎖し、投票を点検整理・開票）
**臨時議長（小辻隆二郎）**　投票の結果を報告します。
投票総数８票、有効投票８票、無効投票０票です。
したがって、この選挙の法定得票数は２票です。
有効投票のうち、横山議員２票、今田議員２票、小辻議員２票、宮﨑議員２票、以上のとおりです。
法定得票数に達し同数の場合、すなわちＡ議員の得票とＢ議員の得票が同数であり、その得票数は法定得票数２票に達しております。
したがって、地方自治法第 118 条の規定により準用する公職選挙法第 95 条第２項の規定により、当選者は「くじ」で定めることになりました。
「くじ」の手続きについて申し上げます。
まず、当選人を定める「くじ」を引く順序を「くじ」で決め、その順序に基づいて、当選人を定める「くじ」を引いていただくことにいたします。
当選人を定める「くじ」は、○×を記したカードを引いていただくことにします。
○印のついたカードを引かれた方を当選人といたします。
以上、ご了承願います。
横山弘藏議員、今田光弘議員、小辻隆二郎議員、宮﨑良保議員、登壇をお願いします。
（当選人を定める「くじ」を引く順序を決める「くじ」を同時に引く）
（当選人を定める「くじ」を順に引く）
**臨時議長（小辻隆二郎）**　ただいまの「くじ」の結果、宮﨑議員が先の当選を定める「くじ」を引くことになりました。

「くじ」の結果を報告いたします。

宮﨑議員が当選の「くじ」を引かれました。したがって、宮﨑議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（事務局職員、議場の出入口の施錠解除）

**臨時議長（小辻隆二郎）**　ただいま議長に当選されました宮﨑議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第２項の規定によって当選の告知をします。

議長に当選されました宮﨑議員をご紹介します。

（議長登壇、当選承諾及び挨拶）

**仮議席８番（宮﨑良保）**　非常に緊張しておりますけれども、どうかひとつ４年間よろしくお願いをいたします。ここで一言、議長就任の御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私が議員皆さまのご推挙によりまして、小値賀町議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございます。私はもとより浅学非才のため、役職の重大さを一層痛感致してはおりますけれども、ここに皆様方のご推奨を受けましたのは、そのご厚志に報いるために全力を尽くしたいと、決意を新たにいたしております。なお、議会の運営につきましても、公正無私の立場で適正な運営に務めてまいることをここにお誓いを申し上げる次第であります。

何とぞ、皆様方の温かいご支援を、ご支援とご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。ありがとうございました。

**臨時議長（小辻隆二郎）**　これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは宮﨑議長、議長席にお着き願います。

（臨時議長、自席へ戻る）

（宮﨑議長、議長席に着く）

**議長（宮﨑良保）**　それでは、諸般の協議がございますので、しばらく休憩いたします。

―　休憩　　午前　　10　時　44　分　―

―　再開　　午前　　10　時　55　分　―

**議長（宮﨑良保）**　再開いたします。

追加日程を配りますので、そのままお待ちください。

（追加議事日程配布）
**議長（宮﨑良保）**　再開します。
　はじめに申し上げます。
　本会議の会期は、小値賀町議会通年の会期制条例第２条の規定により、令和５年４月 30 日から令和６年４月 29 日までであります。
　なお、追加議事日程はお手元に配付したとおりであります。

**追加日程第１、会議録署名議員の指名を行います。**
　会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、横山弘藏議員、小辻隆二郎議員を指名します。

**追加日程第２、副議長選挙を行います。**
　お諮りします。
　選挙の方法については、地方自治法第 118 条第２項の規定によって、指名推選にしたいのですが、これにご異議ございませんか。
（「異議あり」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　異議ありと認めます。
　しばらく休憩します。

―　休憩　　午前　　11　時　02　分　―
―　再開　　午前　　11　時　03　分　―

**議長（宮﨑良保）**　再開します。
　異議がありますので、選挙の方法は投票にしたいと思います。
　念のため申し上げます。
　投票は、単記無記名です。
　また、地方自治法第 118 条の規定により準用する公職選挙法第 95 条の規定により、投票の結果、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とします。ただし、法定得票数に達し、複数の者が同数の場合は当選人を定める「くじ」による抽選となり、法定得票数に達しない場合は再選挙となります。
　議場の出入口を閉めます。
（事務局職員、議場の出入口を閉鎖）
**議長（宮﨑良保）**　ただいまの出席議員数は８名であります。
　次に、選挙人の指名を行います。
　立会人の指名を行います。
　会議規則第 32 条第２項の規定によって、立会人に森岡正雄議員及び立石光助

議員を指名します。
　これより投票用紙を配ります。
　念のため申し上げます。
　投票は、単記無記名です。
（事務局職員、投票用紙配付）
**議長（宮﨑良保）**　異議ありでの投票ですので、全議員に指名、その権利がありますので、よろしくお願いをします。
　投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　配付漏れなしと認めます。
　投票箱を点検します。
（事務局職員、投票箱を点検）
**議長（宮﨑良保）**　ただいまから投票を行います。
　投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。
　よろしいですか。
　それでは、事務局長に議席番号と氏名を点呼させますので、これに応じて順次、議長席に向かって右側から登壇し、投票願います。
　それでは議席番号と氏名を申し上げます。
**事務局長（西　浩康）**　それでは議席番号と氏名を申し上げます。
　１番・横山弘藏議員、２番・立石光助議員、３番・橋本武士議員、４番・今田光弘議員、５番・江川春朝議員、６番・森岡正雄議員、７番・小辻隆治郎議員、８番・宮﨑良保議員。
**議長（宮﨑良保）**　投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　投票漏れなしと認めます。
　これで投票を終わります。
　これより、開票を行います。
　立会人森岡正雄議員及び立石光助議員は、開票の立会いをお願いします。
（事務局職員、投票箱を開鎖し、投票を点検整理・開票）
**議長（宮﨑良保）**　投票の結果を報告いたします。
　投票総数８票、有効投票８票、無効投票０票です。
　したがって、この選挙の法定得票数は２票です。
　有効投票のうち、今田議員１票、江川議員６票、森岡議員１票、以上のとおりであります。
　選挙の結果、江川議員が副議長に当選されました。
　議場の出入口を開きます。

（事務局職員、議場の出入口の施錠を解除）
**議長（宮﨑良保）**　ただいま副議長に当選されました江川議員が議場におられます。
会議規則 第33条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。
副議長に当選されました江川春朝議員をご紹介します。
**仮議席５番（江川春朝）**　選挙によって当選させてもらいました江川春朝です。
副議長ではありますけど、一日一日勉強して成長していこうと思っていますので、皆さんよろしくお願いします。
**議長（宮﨑良保）**　しばらく休憩します。
（別室にて、会議）
（議席番号表、作成・配布）

―　休憩　　午前　　11　時　16　分　―
―　再開　　午前　　11　時　39　分　―

**議長（宮﨑良保）**　再開します。

**追加日程第３、議席の指定を行います。**
議席は、会議規則第４条第１項の規定によって、ただいまから指定します。
その議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。
**事務局長（西　浩康）**　朗読します。
１番議席・立石光助議員、２番議席・森岡正雄議員、３番議席・橋本武士議員、４番議席・今田光弘議員、５番議席・小辻隆二郎議員、６番議席・横山弘藏議員、７番議席・副議長、江川春朝議員、８番議席・議長、宮﨑良保議員、以上です。
**議長（宮﨑良保）**　ただいま朗読したとおり議席を指定しました。
しばらく休憩します。
（議席の移動）

―　休憩　　午前　　11　時　41　分　―
―　再開　　午前　　11　時　42　分　―

**追加日程第４、各常任委員会委員の選任を行います。**
しばらく休憩します。
（別室にて総務・産建・広報委員の選出）

（各委員会に分かれ、委員長・副委員長の選出）

―　休憩　　午前　　11　時　42　分　―
―　再開　　午後　　零　時　03　分　―

**議長（宮﨑良保）**　再開します。
　お諮りします。
　常任委員会委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定によって、総務文教厚生常任委員会委員に、森岡議員、今田議員、横山議員、江川議員、宮﨑議員を、産業建設常任委員会委員に、立石議員、橋本議員、小辻議員、江川議員、宮﨑議員を、広報常任委員会委員に、立石議員、森岡議員、橋本議員、今田議員、江川議員をそれぞれ指名したいと思います。
　これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　異議なしと認めます。
　したがって、ただいま指名しました方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定をしました。

**追加日程第５、各常任委員会委員長及び副委員長の選任を行います。**
　常任委員会委員長及び副委員長は、常任委員会条例第８条第２項並びに第９条第１項の規定によって、互選により決定することになっておりますので、これより常任委員会ごとに委員長及び副委員長を互選していただきます。
　しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　零　時　05　分　―
―　再開　　午後　　零　時　05　分　―

**議長（宮﨑良保）**　再開します。
　常任委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、ご報告いたします。
　総務文教厚生常任委員会委員長に今田光弘議員、副委員長に森岡正雄議員、産業建設常任委員会委員長に小辻隆二郎議員、副委員長に橋本武士議員、広報常任委員会委員長に森岡正雄議員、副委員長に立石光助議員、以上のとおりです。

**追加日程第６、議会運営委員会委員の選任を行います。**

お諮りします。
議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定によって、森岡議員、橋本議員、小辻議員、江川議員、今田議員を指名したいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**
異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました方を、議会運営委員会委員に選任することに決定をしました。

**追加日程第７、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行います。**
委員長及び副委員長は、委員会条例第８条第２項並びに第９条第１項の規定によって、互選により決定することになっておりますので、これより委員長及び副委員長を互選していただきたいと思います。
しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　零　時　07　分　―
―　再開　　午後　　零　時　07　分　―

**議長（宮﨑良保）**　再開します。
議会運営委員会委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、ご報告をいたします。
委員長に今田光弘議員、副委員長に江川春朝議員、以上のとおりであります。
しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　零　時　07　分　―
―　再開　　午後　　零　時　07　分　―

**議長（宮﨑良保）**　再開します。

**追加日程第８、長崎県後期高齢者医療広域合議会議員の選挙を行います。**
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員は、地方自治法第 291 条の５第１項及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約第８条の規程に基づき、前回は議長を選任しましたが、今回の町議会議員の改選により、新たに選出が必要になりましたので選挙を行います。

**４番（今田光弘）**　議長、動議。
**議長（宮﨑良保）**　今　田　議　員
**４番（今田光弘）**　動議を提出いたします。長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定に基づいて、指名推選によることを望みます。
（「賛成」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　賛成との声がありました。
　ただいま、今田議員から、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推選にすることの動議が提出されました。
　この指名推選による動議を直ちに議題として採決をいたします。
　お諮りします。
　この動議のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　異議なしと認めます。
　したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。
　それでは、指名推選をお願いいたします。
**２番（森岡正雄）**　議　　長
**議長（宮﨑良保）**　森　岡　議　員
**２番（森岡正雄）**　長崎県後期高齢者医療広域連議会の議員は、議長を推選いたします。
**議長（宮﨑良保）**　ただいま、森岡議員から長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、議長をとの推選がありました。
　お諮りします。
　長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、議長を選任することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　異議なしと認めます。
　したがって、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、議長を選任することに決しました。
　しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　零　時　10　分　―
―　再開　　午後　　零　時　11　分　―

**議長（宮﨑良保）**　再開します。

**追加日程第９、議員派遣の件についてを議題といたします。**

お手元に配付のとおり、本５月会議以降の長崎県町村議会議長会等が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮﨑良保）**　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　零　時　11　分　―

―　再開　　午後　　1　時　01　分　―

（議案配布）

**議長（宮﨑良保）**　再開します。

**追加日程第 10、議案第 34 号、小値賀町監査委員選任の同意についてを議題とします。**

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

**事務局長（西　浩康）**　議案第 34 号、小値賀町監査委員選任の同意について。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名・横山弘藏。生年月日・昭和 26 年 12 月 12 日。住所・北松浦郡小値賀町笛吹郷 1738 番地１。

令和５年５月１日町議会提出。小値賀町長・西村久之。

**議長（宮﨑良保）**　地方自治法第 117 条の規定によって横山議員の退場を求めます。

（横山議員退場）

**議長（宮﨑良保）**　本件について提案理由の説明を求めます。　町　　長

**町長（西村久之）**　議案第 34 号、小値賀町監査委員選任の同意について説明をいたします。

地方自治法第 196 条第１項の規定により、監査委員については、議会の同意を得て市町村長が選任することとなっておりますが、このたび議員の皆様の中から、横山弘藏氏にお願いしようとするものでございます。

横山弘藏氏は、人格・見識はもちろんのこと、長年培われた経験は、監査委員として適任であると考えます。
任期は、令和５年５月１日から令和９年４月 30 日までとなります。
**（※この発言は、令和５年８月 28 日の小値賀町議会８月会議の冒頭において、「令和５年５月１日から令和９年４月２９日まで」と訂正されている。）**
なお、前任の浦　英明氏には、２期８年監査委員としてご尽力をいただきました。本人はいらっしゃいませんが、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。
**議長（宮﨑良保）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　異議なしと認めます。
したがって、討論を省略します。

これから、議案第 34 号、小値賀町監査委員選任の同意についてを採決します。
お諮りします。
小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
**議長（宮﨑良保）**　異議なしと認めます。
したがって、議案第 34 号、小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。
横山議員の入場をお願いします。
（横山議員入場）
**議長（宮﨑良保）**　以上で、本５月会議に附議された案件の審議は、全部終了しました。
これにて、令和５年小値賀町議会５月会議を終了します。
お疲れ様でした。

― 午後　　1　時　06　分　　散会　―